

第三次三重県子ども読書活動推進計画中間まとめに対する意見と県教育委員会の考え方

意見の概要	回答・考え方
【地域】 公立図書館における専門的職員の配置の拡充	
<p>県内の公立図書館（市町立）の専任職員について言及があるが、本県の中央図書館として図書館サービスの中核を担う県立図書館が、職員数で全国の下位 10 位以内にある。今後子ども読書活動推進計画について先進的な取組を行うためには、専門的職員の充実を図ることは必須である。</p>	<p>県立図書館の職員体制については、将来的な管理体制等を含めて、総合的に検討する予定です。</p>
<p>公共図書館において、様々な活動が推進され広がりをもち、地域に根差した教育や読書活動を推進するためには、市町の責任において司書を雇用する必要がある。</p>	<p>市町立図書館における司書の配置については、県で給与を負担しなければならない職員の対象となっていないことなどから、財政的な裏付けがなく、配置については市町の判断となっています。県は、その充実が図られるよう働きかけを続けてまいります。</p>
【学校等】 学校図書館資料の整備・充実	
<p>学校図書館は、子どもたちにとって身近に本と出会い、最初に自主的に本を選んで学ぶことができる場所であり、十分な蔵書、自由に本を選べる環境が保障されなければならない。 しかし、県内の小中学校図書館図書標準の達成率は全国平均を大きく下回っている。市町における国の地方交付税措置を活用した資料の整備を強く働きかけていただきたい。</p>	<p>「2家庭・地域・学校等の方策（3）学校等小・中学校 学校図書館資料の整備・充実」や「資料編＜参考＞」で記載したとおり、各市町教育委員会に対し、学校図書館図書標準に基づく図書整備の実情を明らかにしながらその重要性を伝えるとともに「学校図書館図書整備5か年計画」における地方交付税措置を活用した公立小・中学校図書館資料の計画的な整備を働きかけています。 今後も様々な機会をとらえ、働きかけを続けてまいります。</p>
<p>生徒数が多い小学校では、本を貸し出したくても本がない。また本の装備や修理に必要な物品を購入する予算が十分ではない。生徒数に合わせた予算の配分を考慮していただきたい。</p>	
【学校等】 学校図書館における推進体制（読書活動を計画的に実施するための体制づくり）	
<p>小中学校の司書教諭や図書館担当教諭が図書館業務に関わる時間は週に2時間未満が7割、学校司書の常勤率は1割未満である。（十分な推進体制にない。）</p>	<p>司書教諭は学校図書館の専門的職務にあたる職員であり、各学校においては当計画に記す取組の中心となって活躍いただくことを期待しています。なお、各学校においては、司書教諭のみが負担を負うのではなく、学校長のリーダーシップの下、全教職員の協力体制を構築し、子どもの読書活動を推進していただきたいと考えています。 今後も様々な機会をとらえ、働きかけを続けてまいります。</p>

意見の概要	回答・考え方
【学校等】 学校司書の配置の拡充	
<p>学校図書館法の改正を受けて、県立高等学校においては、これまでどおり正規の学校司書を校舎を含めたすべての学校に配置することを望む。</p>	<p>県立高等学校には既に学校司書を配置済みです。</p>
<p>県立特別支援学校においては、城山、盲、聾の3校にしか正規の学校司書が配置されていない。3校以外の特別支援学校においても正規の学校司書が配置されることを望む。</p>	<p>今後、学校司書の配置は、将来的な教育活動の方向性と教員等の全体の配置の中で検討していくべきものと考えています。</p>
<p>公立小中学校における学校司書の配置について地方交付税措置が講じられていること、学校図書館法が改正され、学校司書の配置が法律上位置づけられることから、小中学校においても、市町の責任において正規の学校司書が配置されるよう、県からの働きかけをお願いしたい。</p>	<p>公立小・中学校における学校司書の効果については、大いに期待される場所ですが、県で給与を負担しなければならない教職員の対象となっていないことなどから、財政的な裏付けがなく、配置については市町の判断となります。</p>
<p>小中学校においても全ての学校に学校司書が配置されるよう市町教育委員会に強く働きかけることを望む。</p>	<p>国は、公立小・中学校に学校図書館担当職員配置のための地方交付税措置を講じており、県は引き続き様々な機会をとらえ働きかけを続けてまいります。</p> <p>また、ご意見を踏まえ学校図書館法の改正について加筆します。</p>
<p>学校図書館が子どもたちの読書活動を支えるためには、学校の情報を共有でき、学校生活において子どもたちの成長に寄り添うことができる学校司書が必要である。短時間勤務の民間委託司書ではなく、市町が直接司書を雇用する必要がある。</p>	
【推進体制の整備】 学校司書のスキルアップ支援	
<p>学校司書の研修については、現在県総合教育センターで実施されている研修講座（1回）を複数回開催し、研修を充実させることを望む。</p>	<p>研修の充実については、県教育委員会として今後検討していきたいと考えています。</p>
その他	
<p>公共図書館や学校図書館の仕事を、経費の節減を理由に民間会社に委託している市や町があるが、学校や公立図書館が有する多量な個人情報が流出するリスクがある。</p> <p>県も、民間会社委託による司書を配置するのではなく、市町雇用の公共図書館司書や学校司書が増えるような推進計画にしていきたい。</p>	<p>県において民間事業者へ委託する場合、個人情報については受託者との契約において三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理するよう求めるなど、不適切な取扱いがなされないように措置を講じています。市町に対しても、個人情報の適切な取扱いについて注意喚起を行ってまいります。</p> <p>また、民間事業者への委託は、その運営手法の活用を目的とするなど、経費の節減だけを目的に実施されるものではないと考えております。</p>